平成２４年（フ）第２４３号
高知市長浜1505番地11
債務者　片沼　　學
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６９号
高知市横浜187番地５
債務者　髙橋美亀子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目５番16号
債務者　齋藤　憲一
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4695番地６
債務者　荒谷　聖吾
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
埼玉県越谷市東越谷７丁目134番地
債務者　松澤早代美（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番８―1004号
債務者　山本　　勲
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３４号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番８―1004号
債務者　山本　君枝
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
埼玉県八潮市大字伊勢野73番地　ミサワハイツ２号館205号、住民票上の住所埼玉県八潮市八潮７丁目17番地13
債務者　野中　健司
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
埼玉県吉川市吉川１丁目15番地９
債務者　船田　鈴子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
川崎市多摩区東生田１丁目20番６号　村井マンション101、前住所東京都足立区東和２丁目22番22号　高橋コーポ302
債務者　深瀬　守康
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後４時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
川崎市宮前区鷺沼２丁目18番地32
債務者　高濵　　望（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
川崎市川崎区日進町６番地２　カールトンプラザ川崎501、前住所川崎市川崎区京町２丁目１番１―211号　ライオンズマンション京町
債務者　中野千代子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
川崎市多摩区宿河原３丁目14番10号　宿河原荘313、前住所川崎市麻生区千代ヶ丘３丁目18番地８　千代ヶ丘荘207
債務者　工藤　秀文
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
川崎市高津区野川3777番地10　メゾン野川202、前住所横浜市保土ケ谷区今井町495番地１　リーベスト保土ケ谷Ｈ―202
債務者　金子　　武
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
川崎市麻生区上麻生２丁目37番14号　サンハイツＢ―103
債務者　石原　良子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
川崎市川崎区浜町２丁目17番12号　勝山方
債務者　今村　芳枝
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係